

# マ ル 経 融 資

担 保 不 要 ・ 保 証 人 不 要 ・ 低 金 利

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方をバックアップするため、西条商工会議所の推薦により日本政策金融公庫から融資を受けられる制度です。

## 【融 資 対 象】

- 常時使用する従業員が20人以下[商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)の場合は5人以下]の小規模事業者(法人役員、個人事業の家族従業員、パートアルバイトを除く)
- 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる  
(金融業、保険業、投機的事業、一部の遊興娯楽業の業種の方は、ご利用になれません)
- 許認可・登録届出を要する事業は、許認可登録等を受けている
- 西条商工会議所の管内で最近1年以上事業を営み所得の申告をしている
- 西条商工会議所の経営指導を原則として6か月以上受けている
- 所得税・消費税・事業税・法人税・市県民税等、納期限の到来している税金を完納している

【 資 金 使 途 】 運転資金・設備資金

【 担 保 ・ 保 証 人 】 無担保・無保証人

【 貸 付 期 間 】 運転7年・設備10年

【 据 置 期 間 】 貸付期間のうち運転1年・設備2年

【 融 資 限 度 額 】 2,000万円(申込金額が1,500万円を超える時は事業計画書が必要)

【 貸 付 利 率 】 1.21%(令和2年4月1日現在)

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業所の方へ

# 新型コロナウイルス対策マル経融資

【 融 資 対 象 】 マル経融資の融資対象に加え、最近1か月の売上高が前年又は前々年と比較して5%以上減少している方

【 資 金 使 途 】 運転資金・設備資金

【 担 保 ・ 保 証 人 】 無担保・無保証人

【 貸 付 期 間 】 運転7年・設備10年

【 据 置 期 間 】 貸付期間のうち運転3年・設備4年

【 融 資 限 度 額 】 通常のマ経融資額 + 別枠1,000万円

【 貸 付 金 利 】 当初3年間 0.31% 4年目以降1.21%

### ☆特別利子補給制度

※補正予算成立後の運用開始となります。申し込みの際にご確認ください。

次に該当する場合、申請により借入後当初3年間の利子が補填され実質無利子となる予定です。

○個人事業主(フリーランスを含む):要件なし ○小規模事業者(法人):売上高15%以上減少

上記の制度について、当面の間、毎月の申込期日を設けず、随時受付対応いたします。

お申し込みから貸付まで大変お時間をいただいております。予めお含みおきください。

◀ 申込・相談窓口 ▶

## 西条商工会議所 / 中小企業相談所

本 所 住 所 : 〒793-0027 西条市朔日市 7 7 9 - 8 TEL : (0897) 56-2200  
東予支所 住 所 : 〒799-1371 西条市周布 2 2 0 - 2 TEL : (0898) 64-5000